

改正土壤汚染対策法の概要

今回の改正は2段階施行で、第1段階は平成30年4月1日に施行されました。第2段階は来年春施行です。

改正のキーワードは「適切なリスク管理」であり、リスクが高いものは相応の評価が必要（強化）、リスクが低いものは合理化（緩和）となります。

【第1段階】

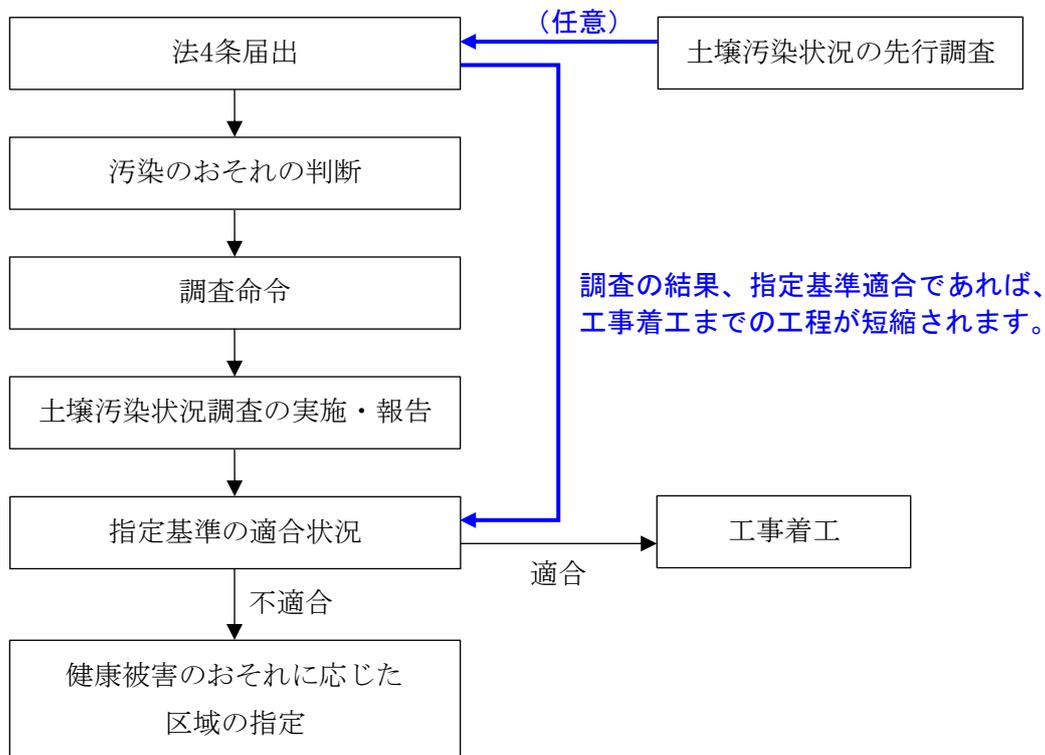
第1段階施行の中で、土地の改変を行う事業者の工程に影響がある内容は、以下のとおりです。

＜土地の形質の変更に係る届出・調査手続の迅速化＞

法第4条（3,000平方メートル以上の土地の形質の変更）の手続において、土壤汚染のおそれを把握し、行政の判断を迅速に行えるようにするため、当該土地の所有者等の全員の同意を得てうえで、土壤汚染の状態について、事前に指定調査機関に調査させて、土地の形質の変更の届出に併せて土壤調査結果を都道府県知事に提出することができるようになりました（必ず調査を行うことが求められるものではありません）。

この規定により、土壤汚染状況調査結果を提出した場合には、改正法第4条第3項の土壤汚染状況調査の結果の報告の命令の対象となりません。

※土壤汚染状況調査の方法や結果に不備がある場合や、形質変更に着手する時点の土壤汚染の状態を反映していないものについては、調査結果の報告を命じることがあります。



【第2段階】

第2段階の改正内容は、細部について国で検討されているところですが、概要は以下のとおりです。このうち、下記1は、工場・事業場における今後の建物の増改築、あるいは解体等の事業計画に影響を与えることが想定されます。

1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

有害物質使用特定施設の使用廃止時には、土壤汚染状況調査の義務が発生しますが、引き続き工場・事業場として利用される等の理由があると、土壤汚染状況調査義務が一時的に免除されます。

しかしながら、改正法ではこれらの土地において形質変更を行う場合、土地所有者等は場所や着手予定日等を事前に届出なければならなくなります。

また、届出がなされた土地については、土壤汚染状況調査を行うこととなります。なお、形質変更の面積については確定していませんが、900㎡で検討されています。

調査義務の一時免除が適用されている工場・事業場内で土地の改変を計画されている場合は、このことを踏まえて、全体工程・予算等を早めに見直すことが重要です。

2. 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等

要措置区域内で、都道府県等は土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置内容に関する計画の提出を指示することとなります。土地所有者等は、計画を提出し、計画に記載された実施措置を講じ、実施措置の内容を都道府県等に報告する義務が生じます。

また、土地所有者等が計画を提出しない場合や措置が技術的基準に適合しない場合、または計画に記載された実施措置を講じない場合には、都道府県等が計画の提出などを命じる規定が創設されます。

3. リスクに応じた規制の合理化

臨海部等の工業専用地域において健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について事前に都道府県等の確認を受けた場合には、工事ごとの事前届出に代えて、年1回程度の事後届出が可能となります。

また、自然由来等による基準不適合の土壤は、都道府県等へ届出することにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動が可能となります。

【お問い合わせ先】

株式会社環境テクノ 業務グループ営業チーム

TEL：0493-39-5181

E-mail：info@kankyoutekuno.co.jp

HPお問い合わせ：<https://www.kankyoutekuno.co.jp/contact/>